

令和6年国東市農業委員会 第1回（1月）総会議事録

1. 開催日 令和6年1月11日（木）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 11番 松原委員 （13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画について
 - 議案第3号 農用地利用配分計画について
 - 議案第4号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
6. 報告事項
 - 農地変更届について
7. 協議事項
 - 農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和6年第1回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、11番 松原委員が欠席で、13番 徳丸委員が令和5年8月いっばいで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名中13名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番 豊田委員、5番 一丸委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 申請番号1番から9番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
中島委員	<p>申請番号1番について、現在所有者が死亡しているのなら相続してから売買になるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>この申請については、渡人も受人も死亡しています。加えて現況は山林です。今回の申請は受人の相続人で、申請の土地は昭和27年と昭和32年に渡人から受人へ売買が行われたが未登記</p>

	<p>のものです。平成28年にこの売買が有効であるとして受人の相続人が裁判を起し、訴えが認められ所有権移転登記をするよう判決が出ており、法務局が判決に基づき登記変更を行う為には、売買当時農地であったことから農業委員会の発行する許可証が必要との判断をしています。国東市農業委員会としても判決が有効と認め3条許可をするものです。</p> <p>今総会で3条許可が認められ、許可証を基に渡人から受人に所有権移転登記が行われた後、受人の相続人が相続登記をするものと思います。</p>
議 長	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p>
吉本委員	<p>申請番号8番の渡人は、県外在住により管理できないとあるのに経営面積全てが自作となっていますが間違いではないでしょうか。</p>
事務局	<p>貸付していても、正式に契約していない場合は全て自作となるためだと思います。</p>
議 長	<p>では、その点は確認して次回総会で報告してください。 ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第2号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第2号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありま</p>

<p>事務局</p>	<p>したが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第2号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第3号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第3号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第3号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第4号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
<p>事務局</p>	<p>※手元に配布する説明資料がなかったため、取り扱いについては議長に一任</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第 4 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、紙の資料は次回総会で配布し確認していただくものとしますが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 4 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 4 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、報告事項 農地変更届について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項、農地変更届について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>次に、協議事項「農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>協議事項「農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議」について事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
<p>中島委員</p>	<p>このような形(事前協議)は初めてだと思いますが、農業振興地域の除外ありきでの事前協議ですか。農政課から話があったのでしょうか。</p>

事務局	<p>農業委員会が、農振地域内の農地の非農地証明願について非農地決定を行う要件として、「農業振興地域の除外をしなければ非農地の決定ができない」こと。</p> <p>また、農振の審議会が非農地を理由として農振を除外するものの要件については、「農業委員会総会で非農地決定が行われることがほぼ確実なもの」であることがそれぞれの要件となることから、農政課と協議した結果、今後、農振除外の審議会前に農業委員会で周知及び検討した案件で、非農地とすることに異議のなかったものを「農業委員会総会でほぼ確実に非農地決定がされるもの」として農振除外の審議会に議案として提出することとしたため、このような事前協議を行うことになりました。</p>
議 長	<p>事前協議の後はどういった流れになりますか。</p>
事務局	<p>事前協議で「非農地でよい」となれば、農振の審議会の議案として出され「除外」となれば、農業委員会に非農地証明願が提出され、農業委員会総会で審議し非農地の決定を行うこととなります。</p>
議 長	<p>それでは、農振の委員になっておられる方はよろしく申し上げます。</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p>
副会長	<p>それではこれもちまして、第1回農業委員会総会を終了いたします。</p>

	<p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>
--	--